

## 地方自治法が定める直接請求に必要な署名の数

令和7年3月1日現在

### 1 条例の制定(改廃)の請求、監査の請求

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	89,846
---------------------	--------

### 2 議会の解散の請求、長の解職の請求

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	661,535
---	---------

### 3 県議会議員の解職の請求

選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 (総数が40万を超え80万以下の場合(姫路市選挙区)にあつては、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	神戸市東灘区	57,218
	神戸市灘区	35,970
	神戸市中央区	37,041
	神戸市兵庫区	30,183
	神戸市北区	58,634
	神戸市長田区	25,495
	神戸市須磨区	43,411
	神戸市垂水区	58,587
	神戸市西区	64,963
	姫路市	138,545
	尼崎市	127,889
	明石市	84,052
	西宮市	132,791
	洲本市	11,772
	芦屋市	26,307
	伊丹市	55,078
	相生市	7,633
	豊岡市及び美方郡	29,353
	加古川市	72,018
	たつの市及び揖保郡	29,487
	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	20,927
	西脇市及び多可郡	15,978
	宝塚市	63,602
	三木市	20,490
	高砂市	24,186
	川西市及び川辺郡	51,385
	小野市	12,797
	三田市	29,830
	加西市	11,595
	丹波篠山市	10,924
養父市及び朝来市	13,906	
丹波市	16,802	
南あわじ市	12,396	
淡路市	11,747	
宍粟市	9,691	
加東市	10,582	
加古郡	17,852	
神崎郡	11,112	